

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所
「上北沢ホーム」運営規程

平成11年12月16日
世田谷区社会福祉事業団規程第21号
改正 令和8年2月26日
世田谷区社会福祉事業団規程第27号
改正 令和8年7月27日
世田谷区社会福祉事業団規程第6号

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム上北沢ホーム（以下「ホーム」という。）の指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 ホームの指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 ホームの指定短期入所生活介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(事業所の名称等)

第2条の2 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
- (2) 所在地 世田谷区上北沢1丁目28番17号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第3条 ホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

2 各職員の員数は別表1のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、ホームの設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は施設業務の総括をする。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が決めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査及び利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護・介護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録すること、利用者及びその家族からの苦情の内容を記録すること、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することに従事する。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 ホームの指定介護老人施設の入所定員は、104名とする。

- 2 ホームの指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、併設型16名、空床利用型10名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画の作成・短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、これを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。
 - 3 介護支援専門員は、施設サービス計画又は短期入所生活介護計画の作成にあたっては、原則として以下の業務を行うこととする。
 - (1) 施設サービス計画の原案作成にあたっては、利用者及びその家族に面接して行う。
 - (2) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を招集して、施設サービス計画の原案について、担当者から意見を求める。
 - (3) 施設サービス計画の原案の内容については、利用者及びその家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。
 - (4) 施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付する。
 - (5) 施設サービス計画の実施状況の把握については、利用者への定期的な面接及び記録により行う。
 - (6) 施設サービスの計画の変更にあっても、利用者の希望による軽微な変更を行う場合以外は、原則として前各号の一連の業務を行う。
- (サービスの提供)

第7条 ホームは、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇に必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第8条 ホームは、1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合はこれを行わないことができる。

(排泄)

第9条 ホームは、利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 ホームは、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第10条 ホームは、離床・着替え・整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 午前7時30分～

(2) 昼食 午後0時～

(3) 夕食 午後6時～

3 あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(実施地域)

第11条の2 指定短期入所生活介護事業所の送迎を行う通常の実施地域は、原則として次のとおりとする。

世田谷区内の 若林3～5丁目、世田谷、弦巻、桜、経堂、宮坂、桜丘、上馬4～5丁目、駒沢2～3丁目、梅丘、豪徳寺、代田3～4丁目、羽根木、大原2丁目、松原、赤堤、桜上水、上用賀、用賀2～4丁目、新町2～3丁目、桜新町、祖師谷、千歳台、成城、船橋、砧、上北沢、八幡山、上祖師谷、給田、粕谷、南鳥山、北鳥山
--

(相談・援助)

第12条 ホームは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第13条 ホームは、教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 ホームは、利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する必要な手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

3 ホームは、利用者の生活を施設内で完結させてしまうことのないよう、多様な外出の機会の確保に努める。

(機能訓練)

第14条 ホームは、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営む為に必要な機能を回復し、又はその減退を防止する為の訓練を行うことができる。

(健康保持)

第15条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院中の取り扱いについて)

第16条 ホームは、指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第17条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状況になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 ホームは、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 ホームは、利用者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともにその緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

4 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(利用料)

第18条 指定介護老人福祉施設の利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用に当該利用者について保険者が判定した負担割合を乗じた額、居住費、食費及び日常生活等に要する費用として、別表2に定める利用料の合計額とする。

2 指定短期入所生活介護事業所の利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用に当該利用者について保険者が判定した負担割合を乗じた額、滞在費、食費、日常生活等に要する費用及びキャンセル料として、別表2に定める利用料の合計額とする。

3 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

5 利用者は、第4項による利用料を翌月末日迄に支払うものとする。

6 支払いは、振込み（自動引き落としも可）によるものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

7 前各項に定めるもののほか、利用料の徴収に係る事項は重要事項説明書に定める。

第5章 ホーム利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第19条 利用者は、健康と生活の安定の為、施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第20条 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、ホームへ帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとする。

(面会)

第21条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。

(健康留意)

第22条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。指定介護老人施設の利用者はホームで行う健康診査は特別な理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第23条 利用者は、ホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又ホームに協力するものとする。

(感染症対策)

第23条の2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底
- (4) 介護職員その他の職員に対して、感染症対策等のための研修を年2回以上実施すること。

(事故処理)

第23条の3 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じる。

2 事故が発生した場合には、事故の状況や事故に際して採った処置を記録する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第24条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第25条 ホームは、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 ホームは、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

3 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

4 ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。

5 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等もっとも適切な方法で、職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用資格)

第26条 ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または指定短期入所生活介護の利用資格があり、ホームの利用を希望するものであって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第27条 ホームは、ホームの利用にあたっては、予め、利用申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

2 ホームは、入所申込者の入所に際しては、第一義的に、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況等や病歴の把握に努める。

(施設・設備)

第28条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上で決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

3 施設整備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(苦情処理)

第29条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(秘密の保持)

第30条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員は、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(記録の整備)

第30条の2 記録の整備については、以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) 施設サービス計画の記録

(2) 提供した具体的なサービス内容の記録

(3) 緊急やむをえない場合の身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない場合の理由の記録

- (4) 利用者が、施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態を悪化させた時の記録及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとした時の記録
- (5) 利用者及びその家族からの苦情の内容の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
(身体的拘束等)

第31条 ホームは、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。その他、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等適正化のための指針を策定し、リスクマネジメント・虐待防止委員会にて随時見直すこと。
- (2) 身体拘束等適正化のためのリスクマネジメント・虐待防止委員会を毎月開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底
(虐待防止に関する事項)

第 31 条の 2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の年 2 回以上実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第32条 この規定の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規程第6号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月27日規程第3号）

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成17年9月7日規程第3号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年7月19日規程第3号）

この規程は、平成19年8月1日から施行する

附 則（平成24年11月22日規程第24号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規程第18号）
この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年7月13日規程第28号）
この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月10日規程第2号）
この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日規程第19号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日規程第52号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月16日規程第4号）
この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和3年11月9日規程第8号）
この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年8月15日規程第5号）
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月2日規程第14号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月14日規程第12号）
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第29号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月17日規程第5号）
この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、別表2に定める居住費については令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和6年10月28日規程第18号）
この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日規程第21号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月26日規程第27号）
この規程は、令和8年8月1日から施行する。

付 則（令和8年7月27日規程第6号）

別表 1 第 1 8 条関係

指定介護老人福祉施設 料金表

法定代理受領の場合は、下記金額の 1 割、2 割又は 3 割。

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

介護保険給付対象サービス利用料			単位数	利用料（円）			
				10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
指定介護老人福祉施設費	要介護 1	1日につき	589	6,420	642	1,284	1,926
	要介護 2	1日につき	659	7,183	719	1,437	2,155
	要介護 3	1日につき	732	7,978	798	1,596	2,394
	要介護 4	1日につき	802	8,741	875	1,749	2,623
	要介護 5	1日につき	871	9,493	950	1,899	2,848

日常生活継続支援加算 I	1 日につき	36	392	40	79	118
看護体制加算 (I)	1 日につき	4	43	5	9	13
看護体制加算 (II)	1 日につき	8	87	9	18	27
夜勤職員配置加算 (III) 口	1 日につき	16	174	18	35	53
個別機能訓練加算 (I)	1 日につき	12	130	13	26	39
個別機能訓練加算 (II) (III)	1 月につき	20	218	22	44	66
ADL 維持等加算 (I)	1 月につき	30	327	33	66	99
ADL 維持等加算 (II)	1 月につき	60	654	66	131	197
常勤医師配置加算	1 日につき	25	272	28	55	82
精神科医療指導加算	1 日につき	5	54	6	11	17
サービス提供体制強化加算 (II)	1 日につき	18	196	20	40	59

入院外泊時費用	1 日につ き	246	2,681	269	537	805
入所時初期加算	1 日につ き	30	327	33	66	99
退所時栄養情報連携加 算	1 回につ き	70	763	77	153	229
再入所時栄養連携加算	1 日につ き	200	2,180	218	436	654
退所時情報提供加算	1 回につ き	250	2,725	273	545	818
協力医療機関連携加算	1 月につ き	50	545	55	109	164
栄養マネジメント強化加 算	1 日につ き	11	119	12	24	36
経口移行加算	1 日につ き	28	305	31	61	92
経口維持加算Ⅰ	1 月につ き	400	4,360	436	872	1,308
経口維持加算Ⅱ	1 月につ き	100	1,090	109	218	327
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1 月につ き	90	981	99	197	295
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1 月につ き	110	1,199	120	240	360
療養食加算	1 回につ き	6	65	7	13	20
配置医師緊急時対応加算 配置医師の勤務時間外の場合	1 回につ き	325	3,542	355	709	1063
配置医師緊急時対応加 算 早朝・夜間の場合	1 回につ き	650	7,085	709	1,417	2,126
配置医師緊急時対応加 算深夜の場合	1 回につ き	1,300	14,170	1,417	2,834	4,251
看取り介護加算Ⅱ （死亡日 31 日前から 45 日以下）	1 日につ き	72	784	79	157	236
看取り介護加算Ⅱ （死亡日以前 4 日以上 30 日以下）	1 日につ き	144	1,569	157	314	471
看取り介護加算Ⅱ （死亡日以前 2 日又は 3	1 日につ き	780	8,502	851	1,701	2,551

日)						
看取り介護加算Ⅱ（死亡日）	1日につき	1,580	17,222	1,723	3,445	5,167
特別通院送迎加算	1月につき	594	6,474	648	1,295	1,943
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100	1,090	109	218	327
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200	2,180	218	436	654
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3	32	4	7	10
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4	43	5	9	13
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき	150	1,635	164	327	491
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき	120	1,308	131	262	393
若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120	1,308	131	262	393
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200	2,180	218	436	654
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	3	32	4	7	10
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき	13	141	15	29	43
排泄支援加算（Ⅰ）	1月につき	10	109	11	22	33
排泄支援加算（Ⅱ）	1月につき	15	163	17	33	49
排泄支援加算（Ⅲ）	1月につき	20	218	22	44	66
自立支援促進加算	1月につき	280	3,052	306	611	916
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	40	436	44	88	131
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	50	545	55	109	164
安全対策体制加算	1日につき	20	218	22	44	66
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき	10	109	11	22	33
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき	5	54	6	11	17

新興感染症等施設療養費	1 日につき	240	2,616	262	524	785
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1 月につき	100	1,090	109	218	327
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 月につき	10	109	11	22	33
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ロ	所定単位数の 1,000 分の 176 単位			左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 料金表

法定代理受領の場合は、下記金額の 1 割、2 割又は 3 割。

（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による。）

介護保険給付対象サービス利用料			単位数	利用料（円）			
				10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
短期入所生活介護費	要介護 1	1 日につき	603	6,693	670	1,339	2,008
	要介護 2	1 日につき	672	7,459	746	1,492	2,238
	要介護 3	1 日につき	745	8,269	827	1,654	2,481
	要介護 4	1 日につき	815	9,046	905	1,810	2,714
	要介護 5	1 日につき	884	9,812	982	1,963	2,944
口腔連携強化加算（月 1 回のみ）		1 回につき	50	555	56	111	167
機能訓練体制加算		1 日につき	12	133	14	27	40
看護体制加算（Ⅰ）		1 日につき	4	44	5	9	14
看護体制加算（Ⅱ）		1 日につき	8	88	9	18	27
看護体制加算（Ⅲ）		1 日につき	12	133	14	27	40
看護体制加算（Ⅳ）		1 日につき	23	255	26	51	77
夜勤職員配置加算（Ⅲ）		1 日につき	15	166	17	34	50
医療連携強化加算		1 日につき	58	643	65	129	193
送迎加算		片道につき	184	2,042	205	409	613
緊急短期入所受入加算		1 日につき	90	999	100	200	300
看取り連携体制加算（7 日を限度）		1 日につき	64	710	71	142	213
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		1 月につき	100	1,110	111	222	333
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		1 月につき	10	111	12	23	34
サービス提供体制加算（Ⅱ）		1 日につき	18	199	20	40	60
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ロ		所定単位数の 1000 分の 176 単位			左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割

介護保険給付対象サービス利用料			単位数	利用料（円）			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防	要支援 1	1日につき	451	5,006	501	1,002	1,502
短期入所生活介護 費	要支援 2	1日につき	561	6,227	623	1,246	1,869

介護保険給付対象外サービスの利用料				第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 ①	第 3 段階 ②
食費	1 日あたり（朝食 400 円、昼食 950 円、夕食 850 円）		2,200	300	600	1,030	1,360
居住費	多床室（相部屋）	1 日あたり	915	0	430	430	530
	従来型個室	1 日あたり	1,231	380	480	880	980
キャンセル料	サービスのキャンセル：2,200 円 送迎キャンセル：440 円 ※ 利用者都合で利用前日の午後 5 時以降キャンセルとなった場合						
	食事キャンセル：食事相当額（利用予定分）※利用者都合で当日食事をキャンセルした場合。						
通常の実施地域を超える交通費	なし						
その他 日常生活費	テレビ個別使用量：1 日 50 円 吸引ブラシ：実費						
	レクリエーション活動材料費：実費 理美容代実費 行事食：実費						